

令和7年度第2回 三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時	令和8年2月12日(木)午後3時00分～
場 所	三豊市役所 危機管理センター301・302 会議室
出席者	<p>[被保険者代表] 小野 茂樹 山本 江梨子 岡田 由美子 西谷 和子 多田 彰良</p> <p>[医療代表] 藤田 啓 沼原 利彦 漆川 卓 多田 淳 香川 彰宏</p> <p>[公益代表] 前田 昭文 中野 正敬 岡崎 一江 行燈 淳子 森 敏明</p> <p>[事務局関係職員] 健康福祉部長 田中 昌和 健康課 豊田 和規 森 有紀子 安藤 貴子 五反田 知穂 税務課 竹安 基樹 眞砂 美由紀</p>
欠席者	0名
傍聴者	0名
会議次第	<p>1.開会</p> <p>2.会長あいさつ</p> <p>3.部長あいさつ</p> <p>4.協議事項 (1)三豊市国民健康保険税条例の一部改正について (2)令和8年度三豊市国民健康保険事業特別会計の予算(案)について</p> <p>5.報告事項 特定健康診査(集団健診)の自己負担金の改定について</p> <p>6.その他</p> <p>7.閉会</p>

会議概要	
1.開会	
健康課 豊田課長	<p>失礼いたします。本日は大変お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。</p> <p>定刻の時間より少し早いですが、委員の皆様にお集まりいただいておりますので、開会させていただきます。ただ今から「令和7年度 第2回 三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、皆様方にご了解いただきたいことがございます。</p> <p>「三豊市付属機関等の会議の公開に関する指針」に基づき、本日の会議につきましては、原則公開とさせていただきます。また、会議資料、会議録等につきましても三豊市公式ホームページにて公開予定であることをご了解いただきたいと思っております。</p> <p>本日の資料は、事前に郵送させていただきましたものに加え、新たな資料として皆様のお席に、国保だよりをお配りしております。</p> <p>なお本日は、委員定数 15 名全員の委員のご出席をいただいております。三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則・第5条の定めによりまして、会議が成立していることをご報告申し上げます。</p>
2.会長あいさつ	
健康課 豊田課長	<p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>最初に中野会長より挨拶をお願いいたします。</p>
中野会長	<p>委員のみなさま、改めましてこんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中、本会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>皆様方のおかげで、国保事業が円滑に運営されていますことについて、心から感謝申し上げます。</p> <p>今日の協議事項は、「国民健康保険税条例の一部改正」と「令和8年度予算案」についてとなっております。</p> <p>予算案につきましては、前回の会議で内容を説明させていただいた「子ども・子育て支援納付金」の予算計上、そして、国保の財政運営を安定させる保険税の急激な変動を抑えるために設置されている、基金積立金からの繰入が計上されています。</p> <p>厚労省の基金保有額の指針としては、「保険給付費の5%程度」を保有すべきとされていますが、今回の繰入後でも基金保有額はクリアしている予算計上となっております。</p> <p>委員の皆様方のご審議をお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。</p>
健康課 豊田課長	<p>ありがとうございました。</p>
3.健康福祉部長あいさつ	
健康課 豊田課長	<p>続きまして、健康福祉部長田中より、挨拶申し上げます。</p>

<p>健康福祉部 田中部長</p>	<p>失礼します。健康福祉部長の田中でございます。</p> <p>本日、委員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中、本協議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本市の行政全般にわたり、格別のご理解ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、暦の上では春と言われておりますが、朝は非常に厳しい寒さが続いており、一方で日中は暖くなる日もあるということで、こうした季節の変わり目には、体調を維持するのが非常に難しいという状況になっております。</p> <p>みなさまのお手元にお配りしております『令和7年度国保だより』では、5頁からの特集で「みとよSTEPプロジェクト」として、健康を応援するための取り組みを紹介しています。後ほど詳しく説明させていただきますが、紙面にありますように、三豊市の特定健康診査の受診率は年々向上し、毎年全国平均を上回っております。この高い受診率を健康管理や生活習慣病の予防につなげることで、本市の健康寿命の延伸及び医療費の抑制にも取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>現在、本市においては令和8年度予算案の編成が最終段階を迎えております。国保税では、子ども・子育て支援金分が新設されることに加えまして、賦課限度額の引き上げ、また、診療報酬の引き上げによる医療費負担額の増加も見込まれております。被保険者の皆様には厳しいお願いをせざるを得ない面もございますが、限られた財源の中で、制度の安定運営と住民福祉の増進を両立させるべく、本日の協議会にてご議論を賜りたいと思っておりますので、本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>4.協議事項</p>	
<p>健康課 豊田課長</p>	<p>それでは、次第4、協議事項にうつります。</p> <p>今後の進行につきましては、同協議会規則第3条により、会長が議長となると定められておりますので、中野会長にお願いいたします。</p> <p>また、同規則第7条の規定によりまして、議事録署名委員2名の指名を会長よりお願いいたします。</p>
<p>中野議長</p>	<p>それでは、議長は私が務めさせていただきます。</p> <p>協議に入ります前に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。山本委員さんと行燈委員さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会議に入らせていただきます。本日の協議事項は2件となっております。</p> <p>協議事項1、三豊市国民健康保険税条例の一部改正について、事務局より説明をお願いいたします。</p>

<p>税務課 竹安補佐</p>	<p>申し訳ございませんが、説明に入ります前にお手元の資料の訂正をお願いいたします。</p> <p>5 頁の表中最上段、右端赤字部分になりますが、課税項目「子ども・子育て支援分」のカッコ書き 18 歳以上の削除をお願いいたします。これは、課税項目全体についての軽減とはならず、均等割のみ軽減対象となるためです。</p> <p>なお、資料 3 頁については、昨年秋に香川県より提供のありました仮算定税率を元に作成した参考資料となります。</p> <p>今年に入り香川県より本算定税率が示されましたので、資料 5 頁の数値が本算定数値の標準税率となります。</p> <p>それでは、税務課から国民健康保険税の令和 8 年度改正内容について資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>まず最初に、資料 2 頁をご覧ください。</p> <p>表題「国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」についてです。この資料は厚生労働省関係の令和 8 年度税制改正の概要資料から抜粋したものです。</p> <p>今回の改正内容は、①国保にかかる課税限度額の引き上げ、②国保税の軽減判定基準の見直し③子ども・子育て支援納付金課税額の創設の 3 つとなっています。</p> <p>頁の中ほど「2 制度の内容」をご覧ください。左側が現行制度、右が改正後となります。</p> <p>まず 1 点目、課税限度額の改正点として、基礎課税額の上限額が現行 66 万円から 67 万円に引き上げとなります。</p> <p>後期高齢者支援金等課税上限額、介護納付金課税上限額は、据置きとなり、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護分を含めた最大課税限度額が現行 109 万円から 110 万円へ改正されます。</p> <p>次に、表の下段をご覧ください。</p> <p>2 点目は、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の改正についてです。</p> <p>内容については、</p> <p>① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額が現行 30 万 5 千円から 31 万円に引き上げとなります。</p> <p>② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額が現行 56 万円から 57 万円に引き上げとなります。</p> <p>今回改正の全体的なイメージが図のとおりとなり、課税上限額は引き上げるものの軽減判定所得額は、緩和するという内容となっています。</p> <p>この改正は、中間所得層の被保険者の負担に配慮した見直しとなります。</p> <p>3 点目ですが、表の右側の赤い点線囲みの 5 行目になりますが、コメ印にありますとおり、新たに「子ども・子育て支援金」部分を国保課税項目に追加する点です。</p> <p>この課税については、深刻化する少子化対策のため、全世代・全経済主体が子育て世帯を支える仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。</p> <p>この制度に基づき、令和 8 年度から医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や後期高齢者支援金、介護保険料と合わせて、子ども・子育て支援金を被保険者から徴収し、</p>
---------------------	---

	<p>支援納付金として国に納付することが義務付けられました。</p> <p>資料 5 頁の表をご覧ください。</p> <p>本市においても、国保事業の財政主体となる香川県を通じて示される子ども・子育て支援金納付金を確実に確保しなければならないことから、現行の「基礎課税となる医療分」・「後期支援分」・「介護分」に加えて表の右端、「子ども・子育て支援分」の課税項目が追加となるものです。</p> <p>税率については、他市の状況を鑑み、香川県が国からの資料を基に算定した本算定分の標準保険料率を採用したいと考えています。</p> <p>この制度は、国の少子化対策として子育て支援策拡充のため、この事業の財源として、国保に限らず加入する医療保険制度ごとに保険料が決定され令和 8 年 4 月分から医療保険料と併せて徴収することとなるものです。</p> <p>この「子ども・子育て支援金」については、こども家庭庁の作成した資料 4 頁のとおり令和 8 年度から令和 10 年度にかけて段階的に引き上げていくことが見込まれています。</p> <p>この資料では、令和 8 年度は、国保加入世帯平均課税額が年額 4,200 円、同様に令和 9 年度世帯平均課税額は、年額 5,400 円、令和 10 年度では、世帯平均課税年額 7,200 円との試算結果が示されています。</p> <p>参考までに、所得軽減判定ありなしの世帯賦課イメージを試算しますと 6 頁のとおりとなります。</p> <p>例 1 の場合、課税所得のない 7 割軽減対象の方で年額 500 円  例 2 の場合、課税所得はあるものの 5 割軽減対象の方で年額 1,700 円  例 3 の場合、軽減対象とならない所得の方で年額 13,400 円となります。</p> <p>以上で税務課からの説明を終わります。</p>
中野議長	<p>只今の事務局からの説明について、ご質問・ご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、三豊市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成いただけます方は、挙手をお願いいたします。</p>
委員の皆様	<p>挙手</p>
中野議長	<p>皆様ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、協議事項 2、令和 8 年度三豊市国民健康保険事業特別会計の予算(案)につづきまして、事務局より説明をお願いいたします。</p>
健康課 森補佐	<p>失礼します。健康課の森です。事務局から、令和 8 年度三豊市国民健康保険事業特別会計の予算(案)について説明させていただきます。説明は着座にて失礼いたします。</p> <p>お手元の資料の 7 頁から 9 頁になります。8 頁をご覧ください。</p> <p>また、同じものを大きく拡大して印刷させていただいておりますので、よろしければそちらもご覧ください。</p> <p>まず、歳入です。主なもののみ説明させていただきます。</p> <p>左端の区分、国民健康保険税の計、こちらの計は、11 億 3,017 万 9 千円で、前年度比 2,072</p>

万 4 千円の増、率にして 1.9%増となっております。この要因として主なものは、先ほど税務課竹安補佐から説明をさせていただいた、子ども・子育て支援金制度の現年課税分 2,448 万 8 千円を新たに計上していることによるものです。

左端の区分、中ほどの県支出金のうち、オレンジに着色している星印の部分の保険給付費等交付金は、保険給付費に応じて県から交付されるものです。

こちらにつきましては、県から通知のありました保険給付費等交付金の見込額 48 億 1,496 万円を計上しており、前年度比 2 億 7,332 万 2 千円の減、率にして 5.4%の減となっております。

保険給付費等交付金の下、保険者努力支援制度とは、保険者における医療費適正化の取り組みなどを評価する指標を国が設定し、その達成状況に応じて交付金が交付される制度です。予算案は、令和 7 年度の実績により 3,500 万円を計上しております。国の評価内容は毎年変わりますが、令和 8 年度も国から示される指標に従って事業を行い、財源確保に努めてまいります。

保険者努力支援制度の下、特別調整交付金(市町村向け)は 4,052 万 2 千円を計上しており、前年度比 2,010 万円の減、率にして 33.2%の減となっております。この主な要因は、国保標準準拠システム導入が令和 7 年度に完了したことによる交付金額の減によるものです。

左端の区分、上から 6 段目、一般会計繰入金は計 5 億 4,416 万 8 千円を計上しており、前年度比 3,801 万 5 千円の減としております。

そのうち、出産育児一時金繰入金については、令和 8 年度より費用の全額が保険給付費等交付金で交付されることとなったため、一般会計からの繰入額は 0 となっております。

つづきまして、左端の区分、上から 7 段目、繰入金、基金繰入金です。被保険者数の減少等により国民健康保険税の減収が見込まれる一方、一人当たりの医療費は増額が見込まれ、支出の大部分を占める保険給付費や県に支払う納付金は高止まりの状態にあります。そのため、国民健康保険特別会計の収支均衡を維持するため、三豊市国民健康保険財政調整基金から 1,392 万 9 千円を繰り入れることといたしました。

左端、区分、9 段目は、諸収入となっております。主には国保税の延滞金、第三者納付金、返納金などで、計 1,550 万 5 千円を計上し、前年度比 100 万円の減としております。

一番下の段、歳入合計は 66 億 7,300 万円を見込んでおります。

続きまして、9 頁をご覧ください。歳出になります。

左端、一番上、区分、総務費の総務費管理費、一般管理費は 5,423 万 5 千円で、昨年より 3,329 万 5 千円の減額となっております。主な要因としては、先ほど、歳入で触れましたが、国保標準準拠システム導入が令和 7 年度で完了したことによる負担金の減額などによるものです。

左端、区分、上から 2 段目、保険給付費のオレンジに着色した部分につきましては、医療費などの支払であり、歳入の保険給付費等交付金を全額充当しています。この金額は、県が医療費の伸びや将来の被保険者数から、医療費の推計を行い、市町ごとに算定したものを基に予算計上しています。

	<p>左端、区分、上から3段目、国民健康保険事業費納付金につきましては、県から示された額を県へ納付するもので、計16億3,780万8千円を計上しており、前年度より7,338万2千円の増となっております。この要因としては医療給付費分の増額と、子ども・子育て支援納付金が新たに始まることによるものです。</p> <p>左端、区分、上から4段目、保健事業費は、計8,362万7千円を計上しており、前年度より326万2千円の減となっております。特定健診・人間ドック委託料・糖尿病性腎症重症化予防事業委託料等に係る委託料などです。</p> <p>特定健診で、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする人を的確に抽出し、対象者自身が健診結果を理解し、今後の目標を設定し、自ら実践できるよう支援・指導を行うことで、健康寿命の延伸及び医療費抑制に繋げてまいります。</p> <p>一番下の段、歳出合計は、歳入予算と同額の66億7,300万円で、前年度比4.1%減となっております。</p> <p>以上、令和8年度三豊市国民健康保険事業特別会計の予算(案)についての説明とさせていただきます。</p>
中野議長	<p>只今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、令和8年度三豊市国民健康保険事業特別会計の予算(案)について、賛成いただけます方は、挙手をお願いいたします。</p>
委員の皆様	挙手
中野議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、2件につきまして、本日、出席いただいている方の過半数以上の賛成により、ご承認いただきましたことを市長に報告いたします。</p> <p>なお、保険者におきましては数年前から全国的に高額レセプトが増えている傾向にあります。小規模保険者でこのような事態になれば、財政運営の不安定化を招くことになりかねないので、保険事業の推進等で医療費の抑制を図るとともに、税務課におきましては、早期の納付相談の実施、納付機会の拡大等の取り組みにより保険税の収納率の向上を確保していただき、予算に盛り込まれている「基金の繰入を最小限に抑える」ためのご努力をよろしく願いいたします。</p>
5.報告事項	
中野議長	<p>それでは、続いて、報告事項、特定健康診査(集団健診)の自己負担金の改定について、事務局より報告をお願いいたします。</p>
健康課 安藤補佐	<p>健康課の安藤です。着座にて説明させていただきます。</p> <p>それでは、特定健康診査(集団健診)の自己負担金改定についてご説明いたします。</p> <p>まず、現況とこれまでの経緯についてです。</p> <p>三豊市の特定健康診査は、毎年6月から10月にかけて、委託医療機関において個別健診を実施しております。これに加え、11月末には個別健診を受診されていない方を対象として、</p>

	<p>補充的に2日間程度の集団健診を実施しています。</p> <p>過去3年間の受診状況についてですが、表のとおり集団健診の受診者数は、個別健診と比較すると少ない状況が続いており、全体としては、個別医療機関で健診を受ける方が多い傾向にあります。</p> <p>現在の自己負担金については、集団健診が700円、個別健診が1,000円となっており、健診方法によって自己負担額に差が生じています。そのため、受診者間での費用負担の公平性という点に課題がある状況です。</p> <p>また、県内他市の状況を見ますと、東かがわ市を除く各市では、個別健診と集団健診の両方を実施しており、いずれも自己負担金額を同額に設定しています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、今後の対応についてご説明いたします。</p> <p>現行の集団健診における自己負担金700円について、令和8年度から1,000円へ引き上げ、個別健診と同額とすることを予定しています。</p> <p>この自己負担金引き上げの理由としては、健診の実施形式にかかわらず自己負担金を統一することで、受診者間の費用負担の公平性を確保するためです。</p> <p>なお、集団健診の受診者数自体が少ないことから、今回の自己負担金引き上げによって、全体の受診率が大きく低下する影響は限定的であると見込んでおります。</p> <p>以上が、特定健康診査(集団健診)の自己負担金改定についての説明とさせていただきます。</p>
中野議長	<p>事務局からの報告が終わりました。</p> <p>只今の説明についてご質問、ご意見等ございませんか。</p>
沼原委員	<p>集団健診における自己負担金を1,000円に引き上げるということですが、これは令和8年度の当初予算額のどこに反映されているのでしょうか。</p>
中野議長	<p>沼原委員さんありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局の方から回答をお願いします。</p>
健康課 森補佐	<p>失礼します。先ほど説明のあった自己負担金につきましては、個人が負担する金額となり、委託料の方から差し引いておりますので、国民健康保険特別会計の予算には含まれてはいないところとなります。</p>
中野議長	<p>他の委員さん、何かございませんか。</p>
多田委員	<p>人間ドックの対象医療機関についてお伺いいたします。</p> <p>例えば、滝宮総合病院等では、多くの三豊市民の方が人間ドックを受診されているように思うのですが、対象医療機関をもう少し拡大するような考えなどはないのでしょうか。</p> <p>私自身が過去に財田町の国民健康保険の担当をしていた経緯もあり、以前は滝宮総合病院等も対象医療機関として人間ドックの募集を行っていたものと認識しておりましたので、現在は市としてどのように考えられているのか、参考までにお聞かせください。</p>

中野議長	人間ドックの対象医療機関についての質問ということですね。 それでは、事務局の方から回答をお願いします。
健康課 安藤補佐	現在は、滝宮総合病院について交渉などは行っておりませんが、過去には、病院独自で実施されているということから受け入れが難しいというお話をいただいております。再度滝宮総合病院の方とも話はさせていただきますが、契約上のことでもありますので、すぐに対象医療機関を拡大することは難しいかと思われます。 今回いただいたご意見をふまえ、対象医療機関拡大のため、今後病院との交渉を行ってまいります。
多田委員	ご回答ありがとうございました。 もう1点質問なのですが、滝宮総合病院等の対象医療機関ではない医療機関にて健診を受けた者が国民健康保険の健診を受ける際に、受診結果等を提出する必要があるのでしょうか。
健康課 安藤補佐	滝宮総合病院につきましては、病院の方と交渉し、受診者本人から了承をいただいた際には、提出をお願いしております。
多田委員	分かりました。ご回答ありがとうございます。
中野議長	他に何かございませんか。 それでは、以上をもちまして報告事項を終了いたします。
6. その他	
中野議長	それでは、その他に移ります。 せっかくの機会ですから、何かご質問、ご意見等ございませんか。
香川委員	先ほど配布いただいた国保だよりの3頁を見ると、糖尿病患者の令和4年度診療分の未就学児のみ異常に高い数字が出ていることが分かりますが、これは特定の方が多くの医療費を使用したという認識でお間違いなかったでしょうか。
中野議長	事務局の方、回答をお願いいたします。
健康課 森補佐	失礼いたします。 本件につきましては、たちまちお示しできる資料を持ち合わせておりませんので、一度持ち帰らせていただき、詳細を調べた後、委員の皆様へご報告をさせていただきます。
香川委員	承知しました。
中野議長	それでは、事務局のほうから何かありませんか。
健康課 安藤補佐	はい。
中野議長	それでは、安藤補佐をお願いします。
健康課	失礼いたします。先ほど田中部長のお話にもございましたとおり、国保だより5頁からの掲

安藤補佐	<p>載についてご説明させていただきます。</p> <p>国保だより 5 頁から掲載しております「みとよステッププロジェクト」についてです。</p> <p>このプロジェクトは、生活習慣病の予防および早期発見を目的とし、三豊市民の皆さまの健康づくりを支えるための重要な取り組みの一つです。</p> <p>まず、グラフの上段をご覧ください。オレンジ色が三豊市です。三豊市の特定健康診査の受診率は、全国平均を上回っており、県内でも上位に位置しています。このことから、健診による早期発見につながっていることが分かります。</p> <p>一方で、下段の男女別のグラフは令和 5 年度の特定健康診査の結果からですが、オレンジ色で示されている三豊市は、男女ともに生活習慣病のリスクが全国平均より高い傾向にあります。これらの状態を放置すると、将来的な健康状態の悪化や、医療費の増加につながるおそれがあります。</p> <p>そのため重要となるのが、「生活習慣病にならないこと」、そして、生活習慣病になった場合でも「悪化させないこと」です。</p> <p>そこで三豊市では、住民の健康づくりを応援する取り組みとして、「みとよ STEP」を展開しています。</p> <p>この「STEP」は、生活習慣病予防に効果的な 4 つの柱から構成されています。</p> <p>Sports(スポーツ): 少しでも身体を動かすこと  Total Check(トータルチェック): 定期的に健診を受けること  Eat(食事): 体にやさしい食生活を心がけること  Positive(ポジティブ): 楽しく前向きに続ける気持ち</p> <p>これら 4 つの頭文字をとって、「STEP」と名付けており、無理のない範囲で、できることから一歩ずつ健康づくりを進めていくというメッセージも込めています。</p> <p>現在、健康課から送付している封筒やチラシなどには、これら 4 つの要素を表したロゴを掲載するなど、普及啓発に取り組んでおります。今後もこの取り組みを広く周知し、三豊市全体の健康づくりにつなげていきたいと考えています。</p> <p>より詳しい内容につきましては、6 頁以降に、また、市のホームページにはレシピなども掲載しております。委員の皆さまにおかれましても、ぜひご覧いただき、地域の皆さまへの周知とご利用についてご協力をお願いできればと思います。</p> <p>以上で、案内を終わります。ありがとうございました。</p>
中野議長	<p>只今の事務局からの案内について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>その他、事務局よりありますか。</p>
健康課 豊田課長	<p>ございません。</p>
中野議長	<p>では、皆様、次回は夏頃に開催予定でありますので、決定次第、ご案内させていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>本日の会議はこれで終了させていただきます。</p> <p>皆様、ありがとうございました。事務局にお返しします。</p>

7.閉会	
健康課 豊田課長	委員の皆様、ご協議ありがとうございました。 以上をもちまして、「令和7年度 第2回 三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」を閉会いたします。 本日はありがとうございました。